

広島県告示第六百八十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第一項の規定によって、次のとおり保安林の指定を解除する。

平成十九年六月十四日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 解除に係る保安林の所在場所

尾道市美ノ郷町本郷字新本郷四の四（次の図に示す部分に限る。）、九の二

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 解除の理由

指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を広島県農林水産部農林整備局治山室及び尾道市役所に備え置いて縦覧に供する。）